

～令和3年度版「法テラス白書」を発刊します～

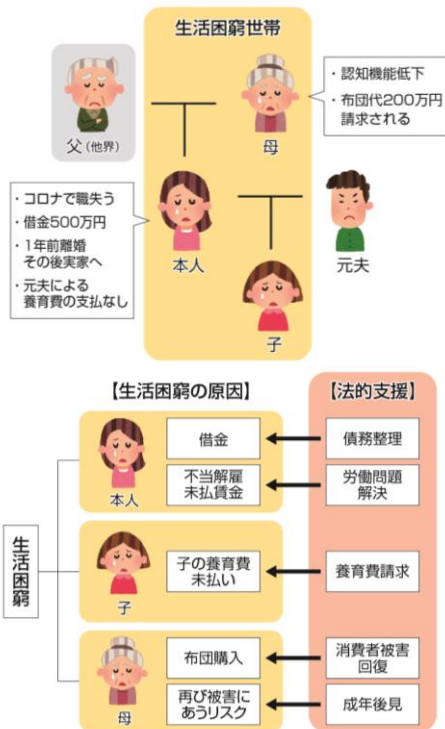


令和3年度版「法テラス白書」では、情報提供業務を始めとする法テラスの業務について、法テラス全体や各都道府県ごとの実績・概況を掲載し、1年間を振り返っています。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する減収等に対する貸付制度の受付が終了するなど、改めて生活困窮者支援の重要性が高まっていることを踏まえ、本特集では、「**生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題**」を取り上げています。

法テラス白書は、10月末に発刊予定です。

【特集】生活困窮者支援における《福祉と司法の連携》の意義と課題



左の図のように、生活困窮に至る原因には法律の問題が隠れているケースも少なくありません。その際、生活困窮者を支援する福祉関係者と弁護士等が法律問題の有無・内容・解決の見通しを早期に共有し、適切な役割分担をすることで、問題の解決が図られる場合があります。

このように司法は、福祉の外にあるものではなく、生活困窮の原因の解決に資する支援の一つです。その意味で、**《司法も福祉の一部》として機能し得る** 場面が少なくないと考えています。

しかし、生活困窮者自身が弁護士等につながるまでには、「情報の壁」、「心理の壁」、「距離の壁」、「費用の壁」などの障害があります。

法テラスでは、これらの障害を取り除くために、様々な関係機関と連携しながら、生活困窮者支援を行ってきました。

本特集では、法テラスの取組等を外部の有識者等のインタビューも交えながら紹介しています。

ぜひご覧ください。

11月8日(火)14時00分～

法曹会館(東京都千代田区)にて **記者懇談会** を開催します！

ぜひご参加ください。

本件に関する取材連絡先

日本司法支援センター本部総務部広報・調査室／電話：0503383-5348